

学校いじめ防止基本方針

千早赤阪村立中学校

1. 基本方針

- いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものであることを認識する。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することに取り組む。
- いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるよう指導を行うものとする。
- 「いじめは絶対にいけない」ということだけではなく、「ひとりひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導する。
- いじめをなくすことは「個別アプローチ」だけでは解決はなく、教師も含めた集団内の構造を変えることが大切であると認識する。
- 児童・生徒へ「障がいのある仲間」に対する理解と人権意識の向上に努める。

<補足 いじめの定義>

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

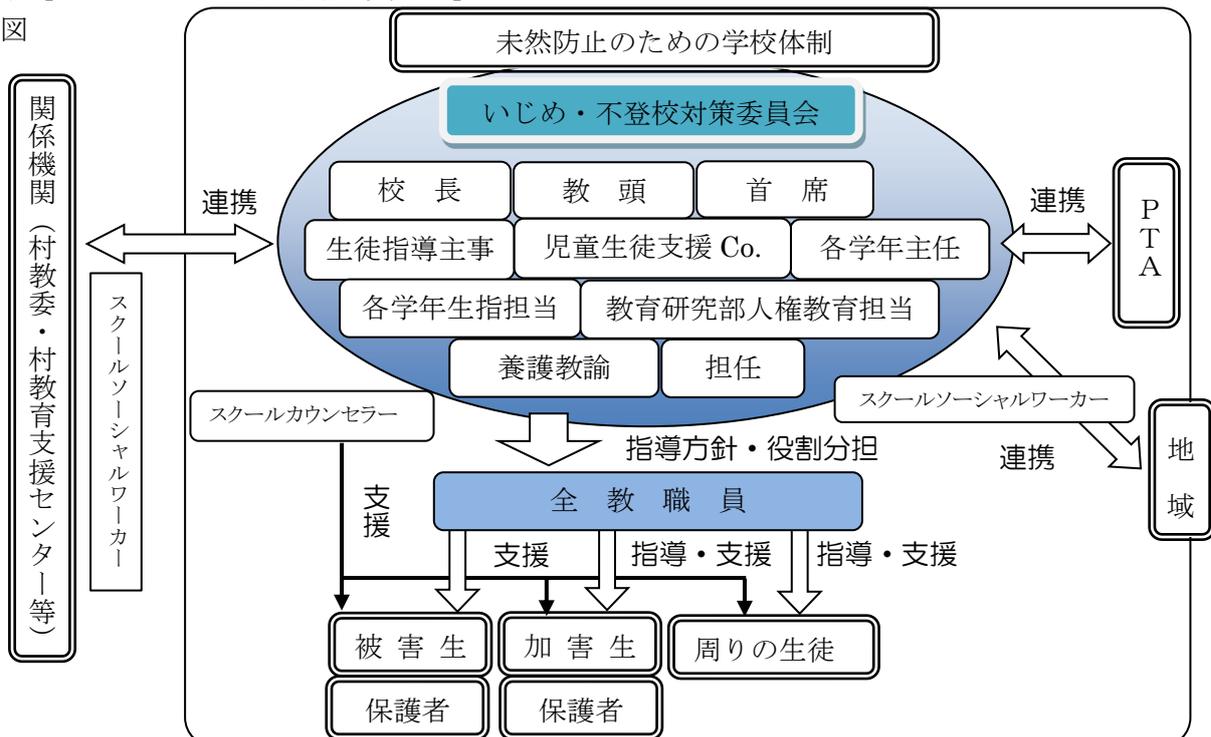
～具体的な「いじめ」の様態～

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団によって無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織について（※重大事案発生時の調査機関を兼ねる）

組織名【 いじめ・不登校対策委員会 】

組織図



構成メンバー

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、各学年主任、各学年生徒指導担当、教育研究部人権教育担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

活動内容

- いじめ防止における措置の実効的組織の設置として、既存組織を再編し、複数教員及び必要時における府SCや府SSW等の専門家の会議へ参加する。
- 校内における情報共有を図る。
- いじめにおける相談・通報窓口となる（明確化：生徒指導担当者など）。
- 個別事案において、事実関係の把握・情報収集・確認・報告・対応策の検討を行う。
- 学校、学年行事等を立案する組織と連携し、いじめ防止のための取り組みを行う。
- 会議の年間計画を作成し、定期及び臨時に開催する。
- 基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等の機能を持つ組織づくりを行う。
- 文科省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証を行う。

3. いじめ防止について

（1）未然防止の取り組み

- ・道徳・特別活動をととして規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために、SC等を活用する。
- ・自己有用感や充実感を醸成（ボランティアや異学年交流などの行事）する取り組みを行う。
- ・生徒会のいじめ防止への取り組みを進める。 ・クラスづくり、集団作りの取り組みを充実させる。

（2）学校以外の機関との連携協力

- ・富田林警察署、駐在所との連携 ・富田林少年サポートセンターとの連携 ・犯罪防止教室の実施
- ・SCによる生徒向けの講習会 ・ネットいじめについての講習会

4. いじめの早期発見について

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、生徒と過ごす機会を積極的に設ける。
- ・職員会議、学年会議、生徒指導部会、日頃の職員室内などで、教職員間の情報共有を積極的に行い、些細な事でも速やかに対応する。
- ・学期に1回全生徒を対象とした教育相談・個人懇談を設け、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめ実態調査アンケートを実施する。その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に応じて配慮する。
- ・生徒、その保護者、教職員が抵抗感なくいじめに関して相談できるように、また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口の周知等、相談体制が適切に機能しているか、定期的に点検・整備する。
- ・保護者と情報を共有する（家庭訪問・電話・PTA会議 等）。
- ・長期休暇前のいじめ相談窓口（外部機関も含め）の周知をする。

5. いじめ認知後の対応について

（1）基本的な対応について

- 正確な実態把握 ・当事者双方、周囲の生徒から個々に情報を聴き取る。
- ・関係職員と情報共有し、正確に把握する。

- 指導体制、方針決定
 - ・指導の方針を明確にする。
 - ・全ての教員の共通理解、対応教職員の役割分担を考える。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- 生徒への指導・支援
 - ・被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・加害生徒に、被害生徒の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
- 保護者との連携
 - ・直接面談し、具体的な対策や今後の学校との連携方法を話し合う。
- 今後の対応
 - ・継続的に指導や支援を行う。 ・カウンセラー等も含めた心のケアにあたる。

①個別対応についての方針

○被害者への対応

<生徒>

- ・不安や恐怖心等、様々な気持ちに寄り添う姿勢で接し、安心感を与える。
- ・心身の状態、発達段階に十分配慮して事実確認を行う。
- ・相談室で聴く等、話しやすい雰囲気を作り、プライバシーを守りながら、被害生徒が望むこと、望まないこと等、意向を十分聴き取る。
- ・被害生徒の状態をよく把握し、いじめの二次被害からも保護できるよう今後の対応や体制を整える。
- ・心身の不調を訴えるときは、生徒と保護者の気持ちを尊重し、別室登校等の手段により、生徒の心身の安心・安全の確保に努める。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者>

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。
- ・思いを正確に受けとめるため、複数の教職員で対応する。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者からの希望等、その場で即答できない内容は、いつまでに返答するかを約束し、管理職、関係者で相談する。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細な事でも相談するように伝える。

○加害者への対応

<生徒>

- ・被害生徒から聴き取った内容をもとに、正確に事実確認をする。
- ・被害生徒の立場に立ち、訴えの事実即して対応策を考える。
- ・自分が相手の立場であればどう感じたであろうかを想像させ、相手の心の痛みへの共感性を育てる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かすもので、絶対に許されることではないことを伝え、被害生徒に長期にわたって重大な影響を与えるものであるという点から、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・加害生徒自身を否定するのではなく、行為を反省させる。
- ・加害生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・行為の責任を問うだけでなく、教職員とのつながりを深めることで、加害生徒を理解し成長を促す。

<保護者>

- ・電話ではなく面接での対応をし、学校の方針をきちんと伝えるためにも、複数の教職員で対応する。
- ・正確な事実関係を説明するとともに、被害生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・加害生徒の将来に大切な姿勢や考え方を身につけ、成長につながる指導にしたいことを伝える。
- ・加害生徒の人格を否定しているのではなく、いじめという行為を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求め、家庭での指導も依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などをいっしょに考える。

②集団指導についての方針

○傍観者への対応

- ・同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であった生徒に対して、その行為が被害生徒にとって、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ・「傍観者」や「観衆」の生徒はいつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、全教員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に伝える。

(2)緊急・重大事態への対応について

①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

②調査機関の対応について

- ・窓口を一本化し、校長が対応する。 ・憶測や推測で対応しない。
- ・報道機関の取材には、誠意をもって対応する。
- ・事実を的確に要領よく説明する。（「何が、いつ、どこで発生したか」の明確な状況のみを簡明に）
- ・「言えないことは言えない（ノーコメント）」という発言にも、記者の納得のいく理由が必要であり、「現在、事実関係を調査中であり、事実が判明次第公表する。」旨を回答する。
- ・人権やプライバシーへの配慮に十分に留意する。

(3) 関係機関との連携

①犯罪行為にあたる場合、警察に相談し対応する

- ・生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。
- ・暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察やサポートセンターに相談し、連携して対応する。
- ・学警連絡会等の機会を活用し、普段から学校が警察との連携を密にするとともに、生徒の個人情報に配慮しながらも必要に応じ学校が警察に積極的に連絡をし、犯罪から生徒を守る。

②府や村のSCの活用

- ・被害生徒が心に受けているダメージや加害生徒の行為の背景にある課題を見立て、対策の検討にいかす。

③府や村のSSWの活用

- ・いじめ行為への背景にある加害生徒の環境等の課題に対して、福祉的な支援のコーディネートを行う。

6. 教職員の資質向上のための研修計画

校内研修の年間計画にいじめ対応に関連する内容を位置付ける。また、外部研修にも積極的に参加するよう推奨する。

- (例) ・「いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ、Ⅲ」等を活用した研修
・SC、SSW等を活用した研修 ・ネットトラブルについての研修

7. 効果検証

学校教育自己診断（生徒・保護者アンケート含む）、問題行動や不登校調査を活用し、学校いじめ防止基本方針の取り組みについて効果検証を図り、PDCAサイクルをもとに次年度へ活かす。

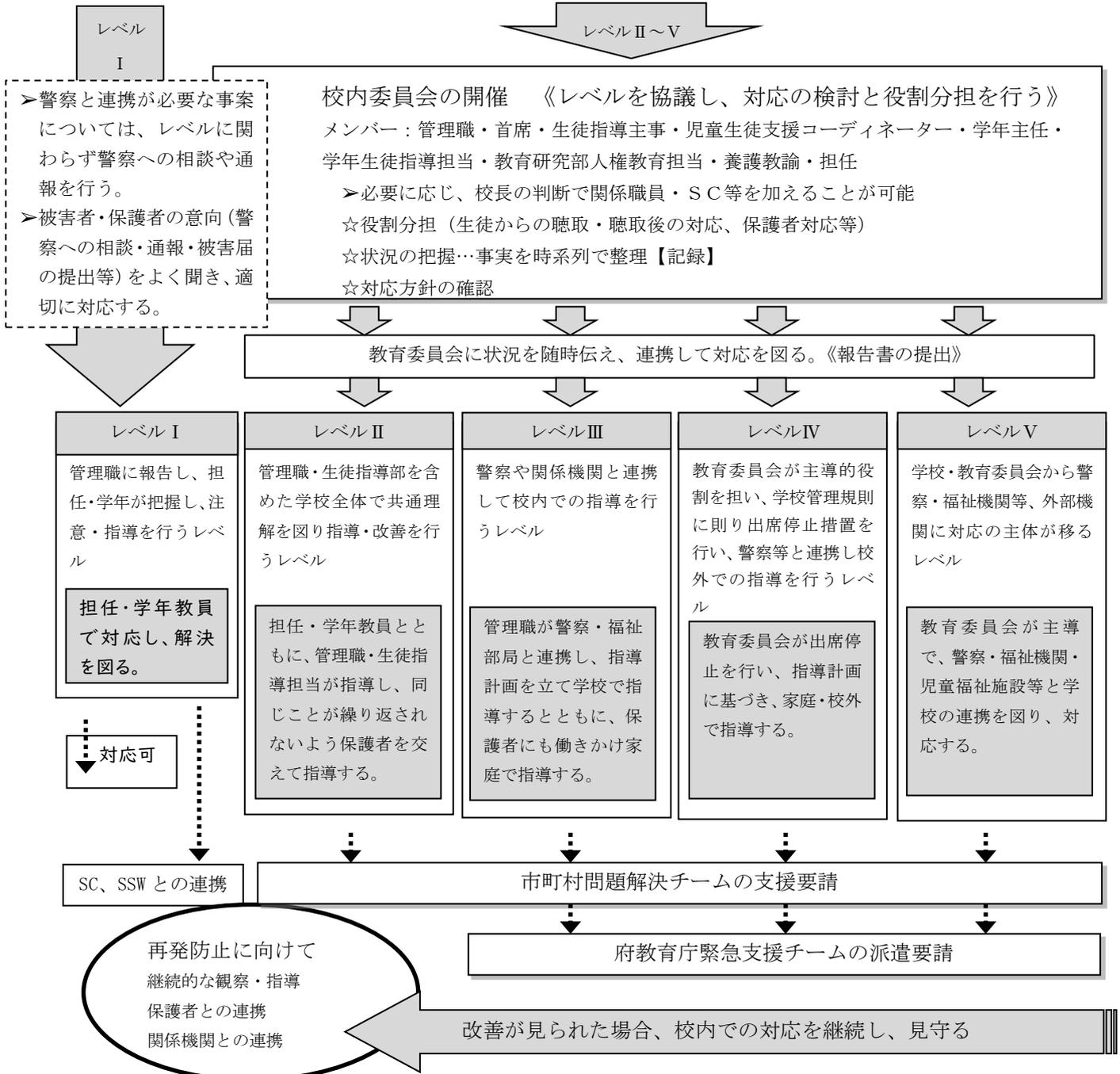
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。